

東京都「建築設備定期検査のための実務講習会」2018における質問および回答

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
講習事業部

平成30年6月5日・6月21日に開催した標記講習会において、寄せられた質問を内容別に整理し、講習会講師及び講習会テキスト執筆者により回答しています。

なお、次の方針により回答しています。

1. 同じ趣旨の質問は整理し、回答しています。
2. 東京都における建築設備定期検査を実施するうえで、参考となる質問について回答しています。
3. 質問および回答欄に記している略称は、次のとおりです。

基準書：建築設備定期検査業務基準書2016年版

マニュアル：東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル2018

◆マニュアルについて

No.	分野	質問		回答
		該当箇所	内容	内容
1	全体	P18	基準書の検査項目・検査方法・判定基準は国交省の告示という位置づけですが、その「告示」は法的拘束力があるものでしょうか？	そのとおりです。
2	全体	P18	個別案件で基準書通りの検査が難しい場合は、所管特定行政庁と相談するという対応で良いのでしょうか？ また、その場合、検査報告書にはどのように記載すべきでしょうか？	検査が難しい場合は、検査報告書の記載を含めて、所管特定行政庁と相談して下さい。
3	全体	P223	センターに報告書を提出する際に、その検査に携わった検査者以外の者（例：当該建築物側の職員①施設長②店長③管理主任等の職務にある者）が、代理として報告書を提出してもよろしいでしょうか。 また、検査者が2名以上のときに、代表となる検査者以外の検査者がセンターに報告書を提出してもよろしいでしょうか。	センターに来所される方は、検査内容がわかる方であれば、可能です。

4	全体	P227	12. 検査日時の報告書の有効期限の説明で、検査が複数日にわたる場合は、検査の開始日から換算すると説明がありました。 第二面の「イ. 今回の検査」では検査最終日、別表に1~4では測定実施日を記載とあります。 検査開始日はどこに記載すれば良いのでしょうか？	検査開始日を記載する欄は、定められていないので記載は不要です。
5	換気	P308	機械換気第1種の給気機と排気機を設置している居室で給気機の風速を測定し報告書を作成する場合、別表1の換気設備機種名は給気機を記入すれば良いのでしょうか。 (報告書上では2種換気のように見えます)	別表1の換気設備機種名には、「給気機・排気機」と記載し、給気機の風速を記入して下さい。
6	換気	マニュアル P316 (図) 補足資料 P10 (3マス目)	排気フードI型の離隔距離がマニュアルと補足資料では異なっています。 どちらが正しいのでしょうか。	マニュアルP316の図は、排気フードI型です。 補足資料P10は、排気フードI型と同等とみなすものです。 どちらも排気フードI型として使用できます。

◆補足資料・プロジェクター資料について

No.	分野	質 問		回 答
		該当箇所	内 容	内 容
1	換気	②補足資料P4	風量測定について、開口部の算出はどのように行うのでしょうか。 ガラリやグリスフィルターの有効開口率は考慮するのでしょうか。	風量測定の開口部の面積は、有効面積です。 ガラリやグリスフィルターがある場合は、有効開口率を考慮して下さい。
2	排煙	補足資料P30	加圧防排煙設備で、「戸が100N以下の力で」とありますが、100Nを超えた場合は是正の対象となりますか？	そのとおりです。